



中安加代子
公明党
(45分)

特別支援教育は

問 改正発達障害者支援法が成立したことによる本市の学校教育における発達障がい児支援体制への影響は。

答 スキルアップ講座など教職員研修を実施し、授業力向上に努めている。また、就学前の早い段階から相談できる支援体制を確立

するため、今年度、就学相談員を指導課に配置し、定期的な子ども発達支援センターとの連携や保育所、幼稚園などの訪問を行い、小学校への就学に向け、切れ目ない支援に取り組んでいる。

さらに、個別の教育支援計画に医療や福祉等の支援や取り組みについて記入できる欄を加え、関係機関と連携し効果的な支援を進められるよう改善を図り、一人一人の子どもたちに将来の自立と社会参加に向けた力を育めるよう取り組む。



藤原 平
誠友会
(60分)

子どもの貧困問題から生じる課題と対策は

問 ひとり親家庭への施策は。

答 国においては、児童扶養手当について第2子以降の加算額の増額や、保育所や幼稚園の利用料の負担軽減などを実施している。本市においても、生まれ育った環境により子どもの将来が左右され

たり、貧困が世代を超えて連鎖しないように、子どもの健全育成支援事業において、不登校などの問題を抱える世帯の家庭支援などを行い、子どもの自己実現に向けた支援を行っている。

また、今年度、子どもの貧困対策のより一層の充実を図るため、ひとり親家庭の子どもの高等学校への進学、希望する進路の実現に向けた、さらなる学習支援が必要と考え「子どもの生活・学習支援事業」を実施する。



徳山 威雄
誠友会
(60分)

伏見町地区の整備は

問 伏見町地区の整備は市が主導的立場で計画を再度やり直す必要がある。広場やコンベンション施設、児童や高齢者の施設、病院などを配置し、元町通りから駅前アーケードを通しブロックごとに整備を進めてはどうか。



伏見町地区

いろいろな制度を組み合わせるなど、できるだけ限りの支援を行う。



法木 昭一
市民連合
(70分)

障がい者差別解消法施行後の施策展開と、手話の普及は

問 4月から障がい者差別解消法が施行されたが、法の理念に基づく施策展開の基本と、手話の普及などについての考えは。

答 まずは、職員が率先して障がいのある人へ合理的配慮ができるよう、職員対応要領を制定し、

研修を実施している。合理的配慮は、当事者の思いに寄り添ったものであることが基本であり、関係団体とも意見交換をしながら適切に行えるよう取り組む。

手話の普及などは、今年度より広報テレビへの手話の導入や、新採用職員研修に手話講習を取り入れるなど新たな取り組みを行っている。手話言語条例の制定については、国において法制化されることが望ましく、その動向を注視する。